

町田市通学費補助金支給要綱の一部改正について

町田市では、町田市立小学校及び中学校へ公共交通機関を利用して通学する児童及び生徒の保護者を対象に通学費補助金を支給しています。2025年4月に実施した通学費補助金支給要綱の一部改正についてご報告いたします。

1 改正内容

- (1) 補助金の対象者に学校統合時の特例措置の適用を受けた者及びその弟妹を追加しました。
- (2) 補助金の補助基準額を変更しました。
- (3) 補助金申請の内容を明確化しました。
- (4) 補助金申請の方法を変更しました。
- (5) 補助金の支給決定時期を変更しました。

2 改正の背景及び理由

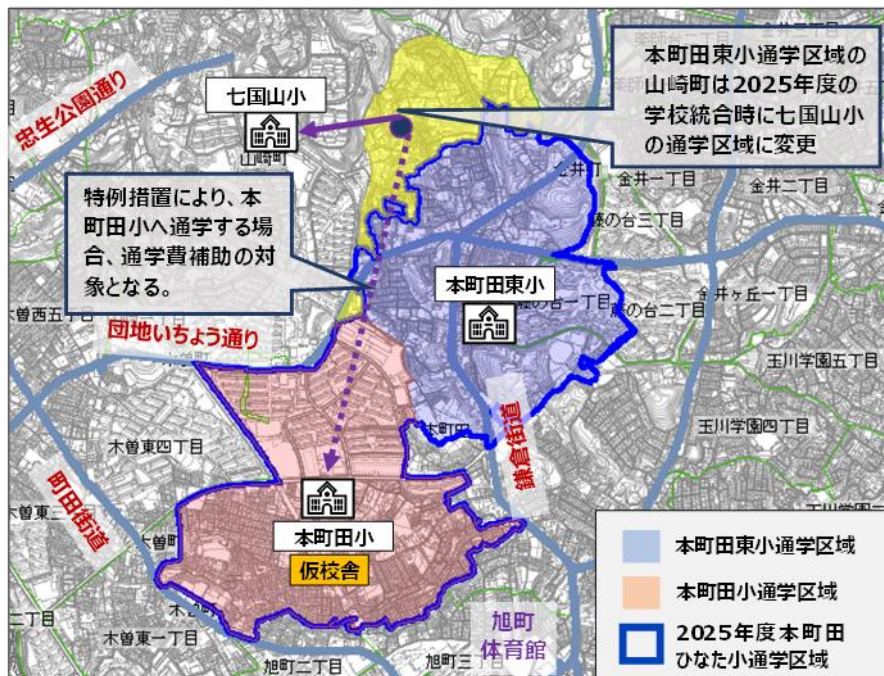
(1) について

通学費補助金は、住所で定められた指定校に通学する場合や小規模特認校へ通学、特認地区から通学区域外の学校に通学する場合に支給しています。

これに、学校統合等に伴う通学区域変更地域に居住する者が、特例措置により変更前の学校に引き続き通学する場合も補助の対象に加えました。また、特例措置の対象者が当該通学校に在学中に弟妹が入学した場合は、その弟妹も対象とするものです。

◎ 本規定が適用される事例

2025年度の本町田小と本町田東小の統合時に本町田東小学区の山崎町は七国山小の通学区域に変更となる。通学区域変更地域に居住する在校生が、在校生の特例措置により変更後の指定校である七国山小ではなく、従前からの通学校の統合校である本町田ひなた小へ通学する場合に、本規定が適用される。



(2) について

これまで通学費補助金は、1カ月の通学定期代金を補助基準額としていましたが、これを定期券購入代金の実費額を基準とする方式に改めました。

変更前の支給額

1ヶ月の通学定期代金の
2/3×購入した定期券の
有効期間



変更後の支給額

通学定期券の購入実費
額の2/3

(3) について

補助金申請の際、通学定期券の額及び有効期間を示す資料（金額式 IC 定期券内容控（レファレンス）等）を提出することを明文化しました。

(4) について

これまで学校にある紙の申請書で学校に提出、確認後に教育委員会へ提

出する方式であったものを、オンライン申請により教育委員会へ直接申請する方式に改めました。

(5) について

これまで学期毎に対象月を算定して支給していたものを、購入した定期券の有効期間に応じて支給月を決める方式に改めました。

◎改正前後の通学費補助支給時期の事例

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
4/1～9/30までの 6カ月定期を購入											
改正前	4月～7月までの期間につ いては9月に支給	対象期間					支給				
	8月～9月までの期間につ いては1月に支給						対象期間				支給
改正後	定期券の有効期間の末日が 9/30であるため1月に支給	定期券の有効期間									支給

町田市通学費補助金支給要綱の一部を改正する要綱

町田市通学費補助金支給要綱（１９９４年１０月１日施行）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第２ 補助対象者 補助の対象となる者は、小・中学校へ公共の交通機関を利用して通学する児童及び生徒（<u>通学定期券を購入した者に限る。</u>）で次に掲げる要件を満たすものの保護者（以下単に「保護者」という。）とする。ただし、他の制度により通学費に相当する額を支給される保護者を除く。 （１）次に掲げる者のいずれかであること。 ア～ウ 略 エ <u>通学区域が変更された地域に居住する者で、当該通学区域が変更された日の前日から引き続き変更前の通学区域内の小・中学校（当該小・中学校が統合された場合にあっては、その統合後の小・中学校）に通学するもの</u> オ <u>エに該当する者の弟妹（エに該当する者を除く。）で、教育委員会が別に定める基準により通学区域外の小・中学校に通学することを許可された者</u> （２）・（３）略	第２ 補助対象者 補助の対象となる者は、小・中学校へ公共の交通機関を利用して通学する児童及び生徒で次に掲げる要件を満たすものの保護者（以下単に「保護者」という。）とする。ただし、他の制度により通学費に相当する額を支給される保護者を除く。 （１）次に掲げる者のいずれかであること。 ア～ウ 略 （２）・（３）略
第３ 補助金の支給額 １ 町田市通学費補助金（以下「補助金」という。）の支給額は、<u>最も合理的かつ経済的な経路及び方法により通学した場合</u>の通学定期券の額に３分の２を乗じて得た額とする。この場合におい	第３ 補助金の支給額 １ 町田市通学費補助金（以下「補助金」という。）の支給額は、<u>１か月</u>の通学定期券の額に３分の２を乗じて得た額とし、<u>通学定期券の有効期間の最初の日から起算して１か月ごとを単位とし</u>

て、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間を基礎として日割計算により算定した額に3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 保護者が第2に規定する補助対象者の要件に該当しなくなった場合 通学定期券の有効期間の始期（第3号に掲げる場合に該当するときにあつては、補助金の交付を受けた年度の4月1日）から当該要件に該当しなくなった日の前日まで

(2) 通学定期券の有効期間が補助金の交付を受けた年度の末日を超える場合 通学定期券の有効期間の始期から当該年度の末日まで

(3) 通学定期券の期間の始期が補助金の交付を受けた年度の前年度に属する場合 補助金の交付を受けた年度の4月1日から当該通学定期券の有効期間の末日まで

第4 補助金の支給申請

補助金の支給を受けようとする保護者は、市長が別に定める期日までに、申請書並びに購入した通学定期券の額及び有効期間を示す資料（以下単に「資料」という。）を市長に提出しなければならない。

第5 申請内容の確認

市長は、第4に規定する申請書及び資料の提出があつたときは、その申請に係る児童又は生徒が在籍する学校長に当該児童又は生徒が公共の交通機関を利

て算定する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の支給額に算定しないものとする。

(1) 前項に規定する算定の単位とする月における児童及び生徒の在籍期間の日数が当該月の日数の2分の1未満のとき。

(2) 3月中に購入した通学定期券の同月中の有効期間の日数が15日以下のとき。

第4 補助金の支給申請

補助金の支給を受けようとする保護者は、市長が別に定める期日までに、申請書を学校長を経由し、市長に提出しなければならない。

第5 申請内容の確認

学校長は、第4に規定する申請書の提出があつたときは、その申請に係る児童又は生徒が公共の交通機関を利用して通学していること、及び当該申請書に必

用して通学していることを確認させるものとする。

第6 申請内容の変更

第4の規定により補助金の支給を申請した保護者は、その申請内容に変更があったときは、当該変更の内容を記載した申請書及び資料を、速やかに市長に提出しなければならない。

第7 補助金の支給決定等

1 市長は、第4の規定により補助金の支給の申請があったときは、次の各号に掲げる通学定期券に係る補助金の支給について、それぞれ当該各号に定める時期に決定するものとする。ただし、第3第2項の規定により支給額を決定するときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 有効期間の末日が4月1日から7月31日までの間にある通学定期券 9月

(2) 有効期間の末日が8月1日から12月31日までの間にある通学定期券 1月

(3) 有効期間の末日が1月1日から3月31日までの間にある通学定期券 4月

2 略

要記載事項が記入されていることを確認するものとする。

第6 申請内容の変更

第4の規定により補助金の支給を申請した保護者は、その申請内容に変更があったときは、当該変更の内容を記載した申請書を、速やかに学校長を経由し、市長に提出しなければならない。

第7 補助金の支給決定等

1 市長は、第4の規定により補助金の支給の申請があったときは、次の各号に掲げる期間に係る補助金の支給について、それぞれ当該各号に定める時期に決定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 4月から7月まで 9月

(2) 8月から12月まで 1月

(3) 1月から3月まで 3月

2 略

附 則

この要綱は、2025年4月1日から施行する。